

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月28日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第61号

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、密集市街地における地震発生時の電気に起因する火災被害の軽減及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第3条第1項の規定により兵庫県が定める西播都市計画防災街区整備方針（平成16年5月14日制定）における本市の防災再開発促進地区（以下「対象地区」という。）内に所在する建物（新築するものを含む。次条において同じ。）に設置する感震ブレーカーであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 分電盤タイプ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造及び機能を有するもの
- (2) コンセントタイプ 一般財団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等として推奨するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象地区内に所在する建物の所有者（以下「所有者」という。）又は当該建物の使用者（以下「使用者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者
- (3) 前条第2号に規定するコンセントタイプの感震ブレーカーを設置する場合にあつては、当該ブレーカーの作動による1戸全体の通電遮断を避けなければならない特別な事情がない者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレイカーの購入及び設置に要する費用（配送にかかる費用を除く。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）既存建物に設置する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と5万円のいずれか低い額
- （2）新築建物に設置する場合 補助対象経費（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と1万円のいずれか低い額

2 補助金の交付は、建物1棟（集合住宅の場合は、1区画）につき1回限りとし、同一人又は法人に複数の建物に係る補助金は交付しないものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市感震ブレイカー設置助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）感震ブレイカーを設置する建物の所在及び所有者又は使用者であることが確認できる書類
- （2）感震ブレイカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面
- （3）設置する感震ブレイカーの規格、補助対象経費等が確認できる書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 使用者が申請する場合は、所有者又は管理者から感震ブレイカーを設置することについて承諾を受けなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、赤穂市感震ブレイカー設置助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、赤穂市感震ブレイカー設置助成事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、赤穂市感震ブレイカー設置助成事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、感震ブレイカーの設置が完了したときは、市長が別に定める日までに赤穂市感震ブレイカー設置助成事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置したことが確認できる書類
- (2) 補助対象経費の支払状況が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があつたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第7条の規定により通知した交付決定額（第8条第2項の規定により変更を承認した場合は、同項の規定により通知した額）と同額の場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の額が確定したときは、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

(感震ブレーカーの維持管理)

第13条 交付決定者は、この要綱の規定による補助を受けて設置した感震ブレーカーについて、その機能が適切に維持されるよう、メーカーの推奨する点検方法に基づき、定期的に作動確認を行うなど、適正な維持管理に努めなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、速やかに交付決定者に対し赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

申請者 住所（法人の場合は、事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金の交付を受けたいので、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、感震ブレーカーの設置に起因して事故又は損害が生じたときは、自らの責任において解決します。

また、この補助金に係る交付決定の審査に必要な範囲で、市が関係機関に対し、調査及び照会することについて同意します。

感震ブレーカーを 設置する建物	所在地		赤穂市		
	所有者	住所			
		氏名		申請者との関係	
設置する 感震ブレーカー	種類		分電盤タイプ ・ コンセントタイプ		
			コンセントタイプを設置する理由		
	製造会社				
	商品名			型番等	
設置予定年月日		年 月 日			
補助対象経費		(1) 購入費用_____円 (2) 設置費用_____円 合計 (1)+(2)_____円			
交付申請額		既存建物：補助対象経費×1/2（1,000 円未満切捨て）			
		円（上限 5 万円）			
		新築建物：補助対象経費（1,000 円未満切捨て）			
		円（上限 1 万円）			
添付書類	(1) 感震ブレーカーを設置する建物の所在及び所有者又は使用者であることが確認できる書類（固定資産税・都市計画税課税明細書、新築契約書、賃貸契約書の写し等） (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面 (3) 設置する感震ブレーカーの規格、補助対象経費等が確認できる書類（見積書の写し等） (4) その他市長が必要と認める書類				

※申請者と所有者が異なる場合に記入してください。

私が所有又は管理する建物に、上記感震ブレーカーを設置することについて承諾します。	
年 月 日	
所有者又は管理者	住所
	氏名
	(署名又は記名押印)

様式第 2 号（第 7 条関係）

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金について、下記のとおり決定したので、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付の可否 交付 ・ 不交付

2 交付決定額 円

3 不交付の理由

様式第 3 号(第 8 条関係)

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

申請者 住所（法人の場合は、事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金について、下記のとおり変更したいので、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更交付申請額

設 置 す る 感 震 ブ レ ー カ ー	種 類	分電盤タイプ ・ コンセントタイプ コンセントタイプを設置する理由		
	製 造 会 社			
	商 品 名		型 番 等	
設 置 予 定 年 月 日	年 月 日			
補 助 対 象 経 費	(1) 購入費用_____円 (2) 設置費用_____円 合計 (1)+(2)_____円			
交 付 申 請 額	既存建物：補助対象経費×1/2（1,000 円未満切捨て） 円（上限 5 万円）			
	新築建物：補助対象経費（1,000 円未満切捨て） 円（上限 1 万円）			

※変更後の補助対象経費が確認できる書類を添付してください。

様式第4号(第8条関係)

赤穂市感震ブレイカー設置助成事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金については、下記のとおり決定したので、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の可否 承認 ・ 不承認

- 2 変更後交付決定額 円

- ### 3 不承認の理由

様式第5号(第9条関係)

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金実績報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

申請者 住所(法人の場合は、事務所又は事業所の所在地)

氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた感震ブレーカーの設置が完了したので、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費等

設置した 感震ブレーカー	種類	分電盤タイプ ・ コンセントタイプ		
		コンセントタイプを設置する理由		
	製造会社			
	商品名		型番等	
補助対象経費	(1) 購入費用 _____ 円 (2) 設置費用 _____ 円 合計 (1)+(2) _____ 円			

2 設置完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 感震ブレーカーを設置したことが確認できる書類(写真等)
- (2) 補助対象経費の支払状況が確認できる書類(領収書の写し等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長 

年 月 日付けで実績報告のあった赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金について、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

請求者 住所（法人の場合は、事務所又は事業所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で確定（交付決定）を受けた赤穂市感震
ブレーカー設置助成事業補助金について、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交
付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額		円
振 込 先	金融機関名	
	店 舗 名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※振込先口座の情報が分かる通帳等の写しを添付してください。

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長 

年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金について、下記のとおり当該決定を取り消したので、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1

交付決定額

円
- 2

取消額

円
- 3

取消後の補助金額

円
- 4

取消理由

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長 

年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金について、赤穂市感震ブレーカー設置助成事業補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法